

ご存知ですか？国民年金保険料の免除制度

国民年金には、収入の減少や失業等により国民年金保険料を納めることが難しい場合には、保険料を「全額免除」「一部免除」「納付猶予」する制度があります。保険料を未納のままにしていると老後の年金だけでなく、障がいや死亡といった不慮の事故が発生した場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れない場合があります。

■ 免除（全額免除・一部免除・納付猶予）

免除が承認された場合の支払う保険料（令和7年度保険料月額17,510円）					
免除の割合	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	納付猶予 (50歳未満の方)
保険料	0円	4,380円	8,760円	13,130円	0円
老齢基礎年金の 年金額への反映	○	○	○	○	×

※免除・納付猶予の承認を受けた期間は、年金を受け取るための期間（10年以上）に含まれます。ただし、一部免除の場合、納めるべき保険料が未納であると期間に含まれません。

※免除・納付猶予の承認を受けた期間は、10年以内であれば追納（後から納付すること）して老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることができます。

■ 申請できる期間

免除の申請ができるのは、保険料の納付期限から2年を経過していない期間（申請時点から2年1か月前までの期間）になります。

■ 免除を受けるための条件

「本人」「配偶者」「世帯主」それぞれの前年所得（1月分から6月分までに申請される場合は前々年所得）が、一定額以下の場合や失業した場合など、ご本人が申請書を提出し、承認されると保険料の納付が免除されます。

■ 納付猶予を受けるための条件

20歳以上50歳未満の方で、本人、配偶者の前年所得が定められた一定額以下の場合には、ご本人が申請書を提出し、承認されると保険料の納付が猶予されます。

■ 申請方法

大崎町役場または鹿屋年金事務所で「国民年金保険料免除・猶予申請書」をご記入ください。
(失業された方の場合には「離職票」または「雇用保険受給資格者証」等の写しをお持ちください。)

※マイナンバーカードを利用して、マイナポータル(インターネットサイト)から手続きも可能です。

！ 戸籍年金係からのお知らせ

免除申請の期間は毎年7月～翌年6月となっています。令和6年度分(令和6年7月～令和7年6月)が免除となっている方で、令和7年7月以降も免除を希望される方は、免除申請の届出をお願いします。ただし、全額免除または猶予になっている方で継続審査を希望されている方の手続きは必要ありません。